

第 13 回介護事業経営調査委員会（平成 27 年 9 月 14 日）における主な議論について （議事の概要を事務局が取りまとめたもの）

1. 介護事業経営実態調査等について

論点 1－① 調査対象期間

- ・ 調査票配布を 5 月末としているが、早めに配布し、記入可能となった法人から記入してもらうべき。（×切までの期間を長くとったほうが、順に疑義照会に対応できるなど、調査実務としてもメリットがある。）
- ・ 法人の決算は 1 年単位のため、調査対象期間を 1 年とすれば、引当金等が正確に反映され、数字の正確性が高まる。1 ヶ月分だと季節変動の影響があるが、1 年分とすれば、こうした懸念が排除される。
- ・ 1 年としたときのデメリットとして、有効回答率の低下が挙げられているが、月単位では人為的な計算が必要であり、年間の決算額とすることで記入ミスが少なくなるのではないか。

論点 1－②③ 複数年のデータ把握、実態調査と概況調査の関係

- ・ 概況調査が報酬改定の影響を把握する趣旨だとすれば、概況調査で 2 年分把握し、比較することが、趣旨にかなうと考えられる。
- ・ 概況調査でまずは、2 年分を把握し、改定の影響を把握することで分科会の論点がしぼりやすくなるのではないか。事務局提案のように、同一事業所の改定前後の比較は概況調査、実態調査で直近の経営状況を把握するという手法が良いのではないか。
- ・ 最終年に 3 年分まとめて経営実態調査で把握することについては、記入者負担を考えると現実問題として難しく、また、回収率も下がるのではないか。
- ・ 現実的な案として、事務局提案（資料 5 の P 10）の手法が妥当ではないか。

論点 2 法人単位での収支等の把握

- ・ 損益計算のための調査なのか、キャッシュフローを把握するための調査なのか分けて考えるべきではないか。
- ・ 社会福祉法人の内部留保に対応するものだとすれば、キャッシュフローを把握する余地はあるかもしれないが、介護報酬改定のために実施する経営実態調査の中ですべきことではないのではないか。

- ・法人単位の調査についても、キャッシュフローの把握と同様、調査の趣旨に合わないのではないか。まずは経営実態調査で行うのではなく、研究等で行うべきではないか。
- ・実際の法人の経営管理の単位からすれば、大規模な法人では、地域の事業所群、（特養を中心にサテライト、デイサービス、小規模多機能など）を一つのビジネスユニットで見ることには意味がある。その場合も、いきなり経営実態調査ではなくて研究等でやるべきものではないか。

論点3 収支における介護報酬以外のものの取り扱い

- ・特定施設等の入居一時金、管理費等「介護報酬以外のもの」が損益計算書上の何の費用に対応した収益なのか、あるいは、特定施設入居者生活介護の利用者とそれ以外の利用者との按分が困難等の課題があるということではないか。
- ・費用を切り分ける手法はあるのか。まずは、研究等でおこなってみたらどうか。

論点4 その他の指摘

- ・法人税をどうするかなど税制度の話は、経営調査委員会での検討の範囲を超えているのではないか。
- ・サービスの費用をカバーできるかどうかを調査するのであれば、税引き前の方が公平ではないか。
- ・国庫補助金等特別積立金取崩額は、実際にキャッシュが入る訳ではないので、収入が過大に見えるが、逆に対応する減価償却費もキャッシュアウトがないので、現行の取扱いがフェアではないか。

論点5 集計精度の改善

- ・社会福祉法人会計基準では別紙4（サービス区分ごとの決算書）まで作成することとなっている。法改正で仮に別紙4も所轄庁に提出するようになるのであれば、同様に経営実態調査でも提出してもらえようになれば、精度が高いものになるのではないか。

2. 介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について

- ・医療で行う補てん状況の把握の調査は、介護でも行うのか。前回改定後に費用構造が変わっているわけではなく、介護事業経営実態調査など他にも調査を行うことになっており、無駄な調査をやることのないようにする必要がある。8%への引上げ時と同じ対応でよいのではないか。